

「公衆浴場営業の許可」＜審査基準＞

公衆浴場法（昭和二十三年七月十二日法律第百三十九号）

〔営業許可〕

第二条 業として公衆浴場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が、公衆衛生上不適當であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

3 前項の設置の場所の配置の基準については、都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。)が条例で、これを定める。

4 都道府県知事は、第二項の規定の趣旨にかんがみて必要があると認めるときは、第一項の許可に必要な条件を附することができる。

〔公衆浴場について講ずべき措置〕

第三条 営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

公衆浴場法施行規則（昭和二十三年七月二十四日厚生省令第二十七号）

〔営業の許可申請〕

第一条 公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号。以下「法」という。）第二条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その公衆浴場所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 申請者の住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、事務所所在地、代表者の氏名及び定款又は寄附行為の写し）

二 公衆浴場の名称及び所在地

三 公衆浴場の種類（温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を付記すること。）

四 営業施設の構造設備

五 その他都道府県知事が定める事項

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和四十七年三月二十九日条例第七号）

（設置の場所の配置の基準）

第三条 普通公衆浴場の設置の場所の配置の基準は、既設の普通公衆浴場との距離が二百二十メー

トル以上保たれていることとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

- 一 普通公衆浴場について法第二条第一項の許可を受けた者が、当該普通公衆浴場を廃止し、引き続き同一の場所で経営しようとするもの
- 二 前号に定めるもののほか、土地の状況、人口の密度その他の特別の事情により、知事が公衆衛生上必要があると認めるもの

(衛生措置等の基準)

第四条 公衆浴場の衛生措置等の基準は、次に定めるとおりとする。

- 一 脱衣室及び浴室は、常に換気に注意し、室内の空気は、二酸化炭素の含有量が〇・一パーセントを超えないこと。
- 二 脱衣室及び浴室の照度は、床面において五十ルクス以上とし、その他入浴者が直接利用する場所の照度は、床面において二十ルクス以上とすること。
- 三 浴槽の湯及び上がり湯の温度は、常に適温に保つこと。
- 四 浴槽の湯は、常に満ちているようにし、次に掲げる水質基準を保つこと。
 - イ 濁度が五度を超えず、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。ただし、薬湯(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品を用いるものに限る。)又は温泉について、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
 - (1) 全有機炭素(TOC)の量が一リットルにつき八ミリグラムを超えないこと。
 - (2) 過マンガン酸カリウム消費量が一リットルにつき二十五ミリグラムを超えないこと。
 - ロ 大腸菌群は、一ミリリットルにつき一個を超えないこと。
 - ハ レジオネラ属菌は、検出されないこと。
- 五 浴槽の湯は、毎日換水すること。
- 六 浴槽の湯は、塩素系薬剤を用い、浴槽の湯に含まれる遊離残留塩素濃度を一リットルにつき〇・四ミリグラム以上に保つようにして消毒すること。ただし、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
- 七 浴槽の湯を浄化するためろ過器を設ける場合は、次の措置を講ずること。
 - イ ろ過器は、毎週一回以上洗浄して汚れを排出し、及び消毒すること。
 - ロ 浴槽の湯を浴槽とろ過器の間で循環させるための配管の内部は、毎週一回以上消毒すること。
 - ハ 集毛器その他浴槽とろ過器の間に設けられた設備は、定期的に清掃し、及び消毒すること。
- 八 貯湯槽の湯の温度は、通常の使用状態において摂氏六十度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏五十五度以上に保つこと。ただし、貯湯槽の湯を消毒する場合は、この限りでない。
- 九 湯栓又は水栓から供給される上がり湯又は水が水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第四条に規定する水質基準に適合していないときは、入浴者の見やすい場所に飲用に適さない旨

を表示すること。

- 十 入浴者には、くし、タオル、かみそり等を貸与しないこと。ただし、入浴者一人ごとに消毒した清潔なものを貸与する場合は、この限りでない。
- 十一 脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接利用する場所は、常に清潔を保ち、随時消毒及び昆虫の駆除を行うこと。
- 十二 入浴者の見やすい場所に入浴者が公衆衛生上遵守しなければならない事項を掲示すること。
- 十三 八歳以上の男女を混浴させないこと。
- 十四 善良な風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真その他の物品を掲げ、又は備えないこと。
- 十五 従業員に風紀を乱すおそれのある服装及び行為をさせないこと。
- 十六 脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接利用する場所には、直接外気に面した開閉のできる窓を設けること。ただし、これに代わる適当な換気装置を設ける場合は、この限りでない。
- 十七 脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接利用する場所は、男女別に区画して設け、相互に、かつ、浴場外から見通すことができない構造とすること。
- 十八 各脱衣室は、次に定める構造とすること。
 - イ 入浴者の衣類等を各人ごとに保管できる設備を設けること。
 - ロ 床面積は、十二平方メートル以上とすること。
- 十九 浴室は、次に定める構造とすること。
 - イ 周壁は、床面からおおむね一メートルまではコンクリートその他の不浸透性材料で造ること。
 - ロ 床は、コンクリートその他の不浸透性材料で造り、洗い場での使用水等が停滞しないように適当な勾配を設けること。
- ハ 上がり湯及び水を十分に供給できる適当な数の湯栓及び水栓を設け、上がり湯及び水が浴槽の湯と交流しない構造とすること。
- 二十 洗い場の床面積は、各浴室ごとに十二平方メートル以上とすること。
- 二十一 浴槽は、次に定める構造とすること。
 - イ 床面積は、各浴室ごとに三平方メートル以上とすること。
 - ロ 側壁の高さは、浴室の床面からおおむね五センチメートル以上とすること。ただし、洗い場での使用水等が浴槽内に流入しないための必要な措置が講じられている場合は、この限りでない。
- 二十二 浴槽内へ流入させる湯又は水が水道法第四条に規定する水質基準に適合していないときは、その流出口は、入浴者が飲用するおそれのない位置に設けること。ただし、入浴者が飲用するおそれのない措置が講じられている場合は、この限りでない。
- 二十三 飲用水を供給する設備は、浴室又は脱衣室の入浴者が利用しやすい場所に設けること。
- 二十四 排水溝、排水管及び汚水だめは、コンクリートその他の不浸透性材料で造り、臭気の発散、汚水漏れ等を防ぐための必要な措置を講ずること。

二十五 便所は、脱衣室等入浴者が利用しやすい場所に設け、流水式手洗設備が備えられていること。

二十六 蒸気室又は熱気室（以下「蒸気室等」という。）を設ける場合には、次に定める基準を満たしていること。

イ 蒸気室等の床、内壁及び天井は、耐熱性の材料で造ること。

ロ 蒸気室等の床は、汚水が停滞しないように適当な勾配及び排水口を設けること。

ハ 蒸気室等の室内の状態を容易に見通すことのできる構造とすること。

ニ 蒸気又は熱気の放出口、放熱パイプ等は、直接入浴者の身体に接触しない構造とすること。

ホ 蒸気室等の換気を適切に行うため、給気口及び排気口を適当な位置に設けること。

ヘ 蒸気室等には、温度調節設備を備えること。

ト 蒸気室等の室内には、温度計、時計及び非常用ブザーを備えること。

二十七 屋外に浴槽を設ける場合には、次に定める基準を満たしていること。

イ 屋外の浴槽その他入浴者が直接利用する場所は、脱衣室、浴室等の屋内から直接出入りできる位置に設けること。

ロ 屋外の浴槽は、不浸透性の構造とすること。

ハ 屋外には、洗い場及び脱衣所を設けないこと。

（衛生措置等の基準の特例）

第五条 普通公衆浴場の営業者は、その講じなければならない衛生措置等の基準のうち、前条第十八号ロ、第二十号及び第二十一号イに定める基準について、土地及び利用者の状況その他特別の理由によりこれらの基準により難しい場合であつて、かつ、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、これらの基準によらないことができる。

2 普通公衆浴場の営業者は、一の浴室に入浴に介助を必要とする者及びその者を介助する者のみを入浴させる場合であつて、かつ、知事が風紀上支障がないと認めた場合は、前条第十三号に定める基準によらないことができる。

3 その他の公衆浴場の営業者は、その講じなければならない衛生措置等の基準のうち、前条第十三号、第十七号、第十八号ロ、第十九号、第二十号及び第二十一号イに定める基準について、利用目的又は利用形態により、これらの基準により難しい場合であつて、かつ、知事が公衆衛生上及び風紀上支障がないと認めた場合は、これらの基準によらないことができる。ただし、同条第十三号に定める基準にあつては、一の浴室に入浴に介助を必要とする者及びその者を介助する者のみを入浴させる場合並びに同時に多数人を入浴させる浴室に衣類を着用する者のみを入浴させる場合に限る。

公衆浴場法施行細則（昭和六十一年六月二十三日規則第五十三号）

（営業許可申請書等）

第一条 公衆浴場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号。以下「省令」という。）第一条の規定による申請書は、様式第一によらなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 公衆浴場を中心とする半径二百二十メートル以内の地域内見取図（公衆浴場の位置を朱書したもの）
- 二 公衆浴場の平面図（出入口、番台又はフロント、ロビー、脱衣室、浴室、浴槽、煙突、便所、給排水管等の位置等を明示したもの）
- 三 公衆浴場の正面図、側面図及び背面図
- 四 法人にあつては、その登記事項証明書
- 五 水道水以外の水を使用する場合は、水質検査成績書の写し
- 六 その他保健所長が必要と認める書類

「環境衛生関係法規集 2」（中央法規出版）

第 7 節公衆浴場のうち 1 総括的共通事項、2 適用範囲及び 3 営業の許可等の各通知